

第2部

土地制度の実態

第4章

コンバウン朝ビルマの土地保有制度と社会構成 ——財源調書（シッターン）の分析を中心に——

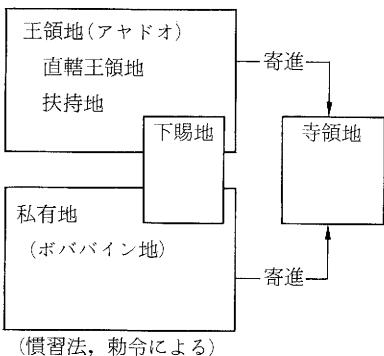
第1節 問題の所在と限定

先に筆者は、植民地化に先行する最後の王朝時代コンバウン期(1752~1885年)のビルマ社会における土地保有について、その制度的枠組みと現実の土地の動きを考察した⁽¹⁾。そこで明らかになったことは、慣習法や勅令で定められた社会身分と土地保有制度の結びつきの枠組みを越えて、土地の流動化が進んでいたということである。そしてこれは、ほぼ完全な所有権に近い自由土地保有 (allodial tenure) を享受していた平民 (athi) の私有地のみならず、世襲の職掌をもつ王務従事者 (ahumudan) 階層に給金の代わりに与えられ、その移動が禁じられていた扶持地をも巻き込む動きであり、私有地化への顕著な傾向がこの時代を通して進行していたと考えられる。第1図はこの動きを概念化したものである。

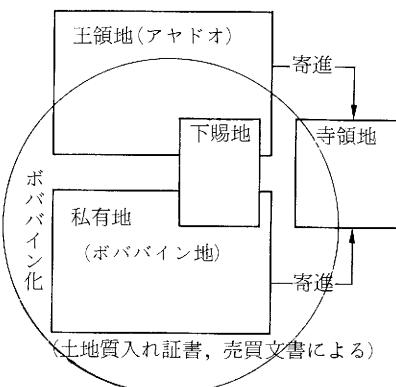
このような動きは、この時代に多く残された個人と個人の間に取り交わされた農地をめぐる質入れ証書、あるいは売買証書から確かめることができた。王権を支える直接の支柱であるアフムダーン階層の種々の労務の提供の代償としての土地の給付という当時の土地保有制度の根幹は、その土地が相続されていくにつれ、本来の職務との緊密なつながりが薄れ、平民アティー階層における自由土地保有 (allodial tenure) との区別を喪失していったものと思われる。先の論考はこうした結論を導くものであったが、ここではいまだ重

第1図 コンバウン時代の土地保有、規範と現実

(1) 制度的枠組み



(2) 現実態



(出所) 筆者作成。

要な一つの論点が検討されずに残っている。本章はその残された問題の検討を通じ、コンバウン時代の社会構成に関する論議に一つの視点を提供することを目的にしている。

残された問題とは、王権と個人——農民と言い換えることができようが——の間に介在する中間的土地所有権の存在の有無という点にほかならない。先の論考では、慣習法典、詔勅という王権に発する資料と、私人相互の間に取り交わされた農地関連証書という具体的な個々人の資料の2段階のレベルで土地をめぐる社会関係を考察している。もしこの2段階のほかに、中間的な土地所有の形態が存在し、個々人の土地保有を規制していたとするならば、上の結論にはかなりの修正を施さねばならないだろう。この問題は明らかに当時の社会構成の在り方、および支配の在り方、言い換えれば人ととの結合関係において土地がいかに組み込まれていたか、を考察することにつながる。コンバウン期の王朝社会を封建制社会と考える論者がかなり存在することを踏まえれば、こうした検証はいっそう必要である。

第2節 コンバウン期・ビルマ社会の性格をめぐる研究史

コンバウン期のビルマ社会をきわめて積極的に封建社会であると論じたのは、ソ連のM・G・カズロワである。彼女は、1970年に書かれた論文「18～19世紀ビルマにおける封建的土地所有の一形態としてのミョウ」⁽²⁾のなかで、当時の地方社会であり行政単位でもあるミョウにおいてその首長、ミョウ・ダナーが在地領主化し、ミョウ内の土地を自分の私有地と化し、その農民への配分を取り仕切ると同時に、領主直営地たる自分の土地において農民に労働賦役をも課していた、すなわち西欧中世にみられるがごときほぼ完全なる形態の封建制度が成立しつつあったと大胆に推論している。

カズロワの議論の骨格は次のようなものである。

- (1) コンバウン時代の土地制度は、基本的に国家(王権)と私的な封建領主の間の闘争の産物である。
- (2) 当時全国に4600⁽³⁾ほどあったといわれるミョウの基本的性格は、封建的土地所有の一形態である。ミョウ内の民衆は、ミョウの首長であるミョウ・ダナーに人格的な紐帶で結ばれると同時に、土地の取得においても依存していた。
- (3) ミョウ・ダナーは、コンバウン王朝の官僚機構の一員として王の官僚であると同時に、封建領主でもあり二重の性格を有していたが、国王の土地に対する支配権の衰退につれて後者の性格を強めていった。
- (4) ミョウ内の土地は一部がミョウ・ダナーの土地(thugyi sa⁽⁴⁾)であり他は農民のものであったが、コンバウン時代を通じ、ダナーはthugyi saをさまざまな手段で増やし続けた。英國による合併直前には、ミョウ内の土地すべてとは言わないまでも、その大部分を私物化していた。
- (5) さらに村人の人格的服属を通じ、一身にあらゆる権力を集中したダナーは、ミョウ内のあらゆる土地に対して封建地代を課すようになった。
- (6) ミンドーン王の1850～70年代における諸改革は、国王の土地支配権を

強化し、ミョウ・ダナーを官僚、徵税吏へ押し戻すことをねらっていたが、成功せず農民保有地のダナーへの集中を強め、結果的には封建的土地所有を強化するに終わった。

このような論旨で書かれた彼女の議論が妥当ならば、農民における広範な自由土地保有が成立していたというような議論は成り立たなくなる。カズロワ説の検討は、後段でミョウの性格を論じながら行いたい。

カズロワ以外にも私たちは、コンバウン期のビルマ社会を封建社会と呼ぶ多くの文献を目にする。これは、一般的にビルマの史学界での慣行である。たとえばビルマ国史学の教科書的な書物である『基本ミャンマー国史』⁽⁵⁾においては、次のような大きな時代区分が行われている。すなわち同書では11世紀の最初のビルマ統一国家パガン王朝から、ニャウンヤン王朝の崩壊(～1752年)までを、前期封建社会と呼び、コンバウン王朝より植民地支配下にあった1900年までを後期封建社会と呼んでいる。しかし残念なことにどのような意味内容を封建社会というタームに込めているか、また何故に封建社会と規定されるべきなのかという議論はどこにも為されていないので、この時代区分をめぐって議論を発展させることはできないのである。

筆者が先に農地関連文書を利用する道しるべになつた労作の著者である歴史学者、トウフラもまたコンバウン時代を当然のように封建社会と呼び、当時の土地制度を封建的土地制度と表現している⁽⁶⁾。同じ資料を使って筆者はむしろかなり異なつた結論に導かれていたが、トウフラも封建の意味内容についての議論は行っていない。

ビルマの歴史学のうえでは、封建論争のようなものは、いまだかつて存在してこなかつた。社会構成に関する議論がほとんど行われず、王朝交替史やあるいは実証に徹した資料の読み解きに力が注がれてきた伝統によるものであろうか⁽⁷⁾。しかし普通ビルマ国史学の立場では、植民地支配によってビルマ政治行政制度が改編される以前の王朝社会をすべて封建時代と呼ぶのである。

ところで、王朝ビルマ社会を疑似封建制社会、半封建制社会と呼んでいるのは、ビルマ研究に大きな足跡を残しているJ・S・ファーニヴァルである。

ファーニヴァルは、コンバウン時代に限らず後期王朝社会について、世界史のなかに類似の時代、社会を探るとすれば、西欧中世封建社会にかなり似ているという⁽⁸⁾。しかし、ビルマにおいては、基本的な社会構成単位であるミョウの編成原理が地縁的なものではなく、部族的、あるいは軍隊的、あるいは人格的紐帶である点が特色であり、西欧中世とは異なった様相をもつとする。そこでとりあえず疑似封建制社会という形容詞を与えていいるのである。この立場は、王朝時代から植民地時代におけるビルマの行政制度の変遷について一書をまとめたミャセインにもそのまま受け継がれている⁽⁹⁾。いずれの場合も性格規定に重点は置かれず、むしろ実態に即した歴史研究に主眼があるという点では、カズロワの議論とは異なった方向をもっている。

ビルマにおいて封建論争の発端をきる可能性を秘めていた書物がある。キンマウンチー、ティンティン共著の『ビルマ王朝社会の行政制度』⁽¹⁰⁾である。この本の著者たちは、パガン以降のビルマ王朝社会の基本的階級構成をすべての人民、あるいは資源、国土に対する絶対的な支配権をもつ王権と直接生産者たる農民の2層にみて、その間をつなぐものとして王権に所属する官僚組織があったとしている。ミョウ・ダザーについては基本的には王権の官僚の一部であると論じ、封建領主的な存在を否定している。そして王権の優越、絶対性を強調し、むしろマルクスのいうアジア的生産様式論の範疇を採用してみることを提案している。これは、ビルマの史学界にあっては全く異端の議論であり、常識に挑戦するものでもあったが、その後この提起を受けての議論を触発することは何故か全くないままに終わっている。一つの原因是、この書物の議論が十分な資料や実証に欠けていて、説得性が足りなかったことにもるように思われる⁽¹¹⁾。また一方では、そもそもこうした概念規定をめぐって議論するということがビルマ史学会の伝統にそぐわなかつたためと考えられ、一石を投じて実りを上げるには至らなかつた。

ビルマの史学界とは別個に、現在ビルマ史研究は国外の外国人研究者の手によって新しい段階に押し上げられてきているといえる。こうしたビルマ史研究の新段階を切り開いてきた研究者として、マイケル・アウントワイン、

ヴィクター・リーバーマン、ウィリアム・コーニッギ、の名を挙げることに大方の異論はないだろう。マイケル・アウントワインはパガン時代について⁽¹²⁾、ヴィクター・リーバーマンはタウンジー、ニヤウンヤン時代について⁽¹³⁾、そしてウィリアム・コーニッギはコンバウン時代について⁽¹⁴⁾それぞれ画期的な労作をまとめている。これらの研究には共通した方向性と特色が認められる。それは、西欧世界で作り上げられた、そして西欧世界をモデルとする概念規定を極力排除し、ビルマ史の内的な固有な発展論理を発掘しようという姿勢である。そしてそれに関連して現地語の一次資料の発掘と読み込みという方法をきわめて重視する。したがってこれらの著作のなかでは、王朝社会が封建制社会であるか否かというような問題設定は初めから排除されている。

このような問題意識に貫かれて、それぞれの著作はビルマ史の展開のダイナミクスの糸を次のように描き出す。マイケル・アウントワインのパガン史では、王権と仏教僧団（サンガ）の王国の資源（労働力、土地）をめぐる抗争に王朝交替のダイナミクスを見る。ヴィクター・リーバーマンは、王権とエリート（高級官僚、地方首長など）の資源とりわけ労働力をめぐる抗争に王朝の興亡と、中央集権と分権のサイクルの原動力をみる。ウィリアム・コーニッギはリーバーマンに近く、王権とエリートの資源と権力をめぐる抗争とりわけ王族内部での王位継承争いに王朝興亡の主因を探っている。これらの議論はそれぞれ特定の時代を対象にしながらも、そこに描かれたシェーマはビルマ史の展開の主要なモチーフであるとそれぞれの著者に意識されている。とりわけマイケル・アウントワインは、王権とサンガの抗争はパガン時代のみならずビルマ王朝史を通じて一貫した歴史の動因であると主張し、リーバーマンとのあいだに論争を巻き起こした⁽¹⁵⁾。

これらのビルマ史の新しい成果とその問題意識はきわめて重要である。とりわけ、西欧社会をモデルとした概念のあてはめを退け、現地語の基礎的な一次資料の山の中からそれぞれの民族あるいは地域、国家社会の固有の歴史のダイナミズムを発掘していくという点は、われわれの共通した出発点とし

たいとも思う。しかし同時に「独自の内的な発展論理」だけに固執することも落とし穴をもっていることも事実である。ここに挙げた3著は、多くの資料から今まで知られざる歴史的事実と新しい意味づけの数々を提供しながらも、その論理の骨格はやや単純で狭い印象は否めない。最近の世界史研究はとりわけ中世史研究の分野で大きな飛躍をみせている。東南アジアの社会経済史も次の新たな普遍性をめざす必要があるようと思われる。

さて以上が王朝社会をめぐる研究状況の概観である。コンバウン時代の社会構成、そしてミョウの実態とその性格などについて不明な点はそのままであり、議論を実態に即して深めていかねば、カズロワの議論の適不適も判断できないといわねばならない。農地関連証書に現れた土地の私有、流動状況は、ミョウという地域社会の存在を通してみた場合、異なった意義づけが与えられるべきなのであろうか。つぎにその点を考えてみたい。

第3節 コンバウン時代の地方社会、ミョウ研究の前提

1. ミョウ概念の多義性とその歴史的変遷

ミョウの研究においてまず注意しなければならないのは、ビルマ史のそれぞの時期において、この言葉がきわめて多様な意味をもって使用されていることである。現代ビルマ語では、ミョウは都市あるいは町を表す言葉であり、村、農村を表すユワ (ywa) との対比で使われる。

しかし植民地時代以前の王朝社会では、ミョウの意味するものは時代とともに大きく変わっている。そこでやや迂遠ながら、コンバウン時代のミョウの性格を理解する前提として、ミョウの歴史的変遷を簡単に踏まえておきたい。

ミョウという言葉がビルマの歴史資料に初めて現れるのは、1285年のパガン朝の碑文にであり、そこにはガサウンザン・ミョウという文字が書かれ

ている⁽¹⁶⁾。ガサウンチャンは地名であり、王都パガンをはるかに離れた辺境東北の地で、パガンの王はここに度重なる元軍の襲来にそなえて要塞を築いた。ミョウのそもそもの語源は、fortified placeすなわち要塞であるという⁽¹⁷⁾。この碑文はガサウンチャンの要塞でビルマ軍が元軍を迎撃った事件を記録している。

後代の18世紀に編纂された王統年代記、『フマンナンマハーヤーザーウィンドオザー』は、すでに11世紀にパガン帝国を築いたアノーヤター王が、43のミョウを建設したと述べている⁽¹⁸⁾。しかし、G・H・ルースによれば、これらは資料の裏付けを欠いており、その多くのものはより後代に起源をもっている。パガン時代の碑文によってその存在が確認できるのは、10余りのミョウであり⁽¹⁹⁾、その位置関係は、北のカウンズインに始まり、ほぼ地図の南北の線上に並び、これらのミョウがパガンの防衛線として、元あるいは中国雲南地方の諸勢力および、シャン高原の山岳諸勢力に対して配置されていたことを思わせる。このようにパガン時代におけるミョウは、基本的に軍事的な意味合いの砦・要塞であり、当時の人々の居住単位であり行政単位でもあったカヤイン(hkayaing) やタイッ(taik) とは明らかに異なった性格をもっていた。ミョウは派遣軍司令官に率いられた軍隊駐屯地の性格をもち、したがつて生産を伴わない純然たる消費地であったと考えられる。

14～16世紀のピンヤ、インワ時代になると、もはや単なる要塞とは考えられない社会構成体としてのミョウが急速に成長してくる。王都の東北方向に南北に伸びた防衛線上のミョウだけでなく、国土全面にわたってミョウが出現している。これらのミョウは、ミョウ・ザーと呼ばれる領主に支配され、中央王権に対しては、軍役と貢納の義務を負っていたが、中央王権が弱体なときには貢納を拒否したり、さらには武器をとつての反乱に立ち上がる場合もあった。当時のミョウは、中央王権に貢納、軍役の義務を負ってはいても、ときには中央に対抗しうるほどの政治経済力を蓄えた地方独立体であったことがうかがわれる。こうした地方社会がミョウという名で呼ばれたのは、それぞれ自衛のために煉瓦の強固な防壁をめぐらし、前時代の要塞としての

ミョウを思わせる様相を呈していたからだろうと考えられる。

17世紀にはいるとまたミョウの性格に変化がみられる。ニヤウンヤン王朝の諸王は、王権を脅かすこの地方勢力を取り込むため精力的に中央集権化を進め、ミョウ・ザーは首都に呼び集められ、代わって王の任命する地方官、ミョウ・ウンがミョウの行政を担当する者として各地方に派遣された⁽²⁰⁾。ミョウ・ウンは地方長官としていくつかのミョウを統治したが、一定の任期に縛られ、中央にまた戻っていく存在であり、地方権力として土着化する可能性は未然に摘まれた。各ミョウにはそれぞれミョウの長たるミョウ・ダナーがいてその地位を多くの場合世襲したが、ミョウ・ダナーもまたミョウ・ウンの下位の地方官吏として位置づけられ、王の官僚機構の一員としてのさまざまな義務を王に対して負った。ミョウの地方勢力としての独立性はこうした中央集権体制のなかで大きく後退した。

こうした歴史的背景を念頭に置いたうえで、ビルマ最後の王朝コンバウン時代(1752~1885年)のミョウを考える必要がある。コンバウン時代の行政機構は基本的に前ニヤウンヤン時代の行政機構を受け継いだものである。もちろんこの130年の間には王権と地方社会の間の力関係は揺れ動いているが、王とミョウ・ウン、ミョウ・ダナーの位置関係や機能には制度的な変化はなかった。

さいわいにコンバウン時代になると、多くの一次資料を用いて、ミョウを考察することが可能になってくる。中央王権が行わせた、地方財源調査であるシッターンや、詔勅アメインドオさらに一部の地方文書が利用できる。次節でシッターンを中心にミョウの実態をみていきたいが、これらの資料に登場するコンバウン時代のミョウという言葉の用例には以下のようなものがある。

王都——ミョウ・ドオ (myo-daw)。ミョウに「御」を表す尊敬語「ドオ」が付き、王国の首都を指す言葉になった。

行政単位——ミョウの名で呼ばれる地方行政単位は、大きなミョウと小さなミョウと、二重に存在する。たとえば、当時下ビルマにはハンタワ

ディ, パテイン, モウタマの三つの大きなミョウがあったが, それぞれのなかには多数の小さなミョウが含まれていた⁽²¹⁾。これらの小さなミョウはそのほとんどが純然たる農村地帯であったと思われる。

地方都市——ミョウ・マ (myo ma)。ミョウに中心を示す語「マ」が付くと, ミョウの中心地の地方都市を意味した。ミョウ・ダナーの居所であり, 地方の行政の中心でもあり, 交通および商業の中心地でもあった。このようにコンパウン時代には, 地方の行政単位であり社会構成体でもあるミョウのほか, 都市を示す言葉としてもミョウが使われだしたことがうかがわれる。しかし, 単にミョウといえば, 基本的に行政単位である地方社会を指していたと理解すべきである。

2. コンパウン時代のミョウ関連資料, シッターンについて

このように歴史的にその意味内容を大きく変えてきたミョウであるが, コンパウン時代には地方の行政単位として, 社会の基本的な単位として定着していた。このミョウの実態をかなり詳しく示す資料が, すでに言及している財源調書シッターンである。シッターンという言葉は現在ではおもにセンサスの意味で使われるが, センサスに限らず何かを調べて記録したもの, すなわち調書はすべてシッターンという。しかしふルマ史の分野でシッターンといえば, 王朝時代, 諸王が詔勅を発し, 地方社会の人口, 土地, 税その他について報告を求めたその記録を指している。これを財源調書と訳したのは, 王権が地方社会から労働力, 兵力, 生産物, および貨幣を調達するルートの整備確立と, その維持を主たる目的として, すなわち王権の財政基盤の確立を第一義としてシッターンが行われていたためである。

シッターンがいつから始まったかは定説がないが, インワ時代のミンヂーズワソオケー王 (1368~1401年) の時代に行われたという記録が最古のものである⁽²²⁾。ニヤウンヤン時代の諸王がシッターンを行ったことはよく知られているが, その大部分は失われている⁽²³⁾。現存しているシッターンは約500葉⁽²⁴⁾

であり、それらはコウンバウン時代の第三代王シンビューシン（1763～76年）が行った1764, 65年のシッターンと、第六代王バドゥンミン（ボウドウパヤーとも呼ばれる、1782～1819年）が、1784, 84年および1802年に行ったものである。

このうち筆者が利用できたものは、イーイー博士の論文⁽²⁵⁾で紹介された約80葉（全文ではなく一部紹介のものが多い）とF・N・トレイジャー、W・コーニッグ共編による『ビルマのシッターン』⁽²⁶⁾に英訳され、収録された243葉である。後者は、破損箇所以外の全文が収録されているが、英訳されているための問題も若干存在する。イーイーは、トレイジャー、コーニッグの編著にも協力しており、彼女が先に紹介したシッターンのほとんどすべてが同書に含まれている。

以下の数字はトレイジャー版のシッターンの内訳で、報告を行っている地方社会単位別にみたものである。

[報告単位別]

ミョウ	80葉
ユワ（村、単独）	122
ユワの集合体	2
カヤイン ⁽²⁷⁾	1
ターン ⁽²⁸⁾	3
アフムダーンの集団 ⁽²⁹⁾	5
合計	234 ⁽³⁰⁾

[地域別]

ハンタワディ（ペグー）	22葉
モウタマ（マルタバン）	30
パテイン（バセイン）	1
その他の下ビルマ	33
パガン	81
ミンジャン	35

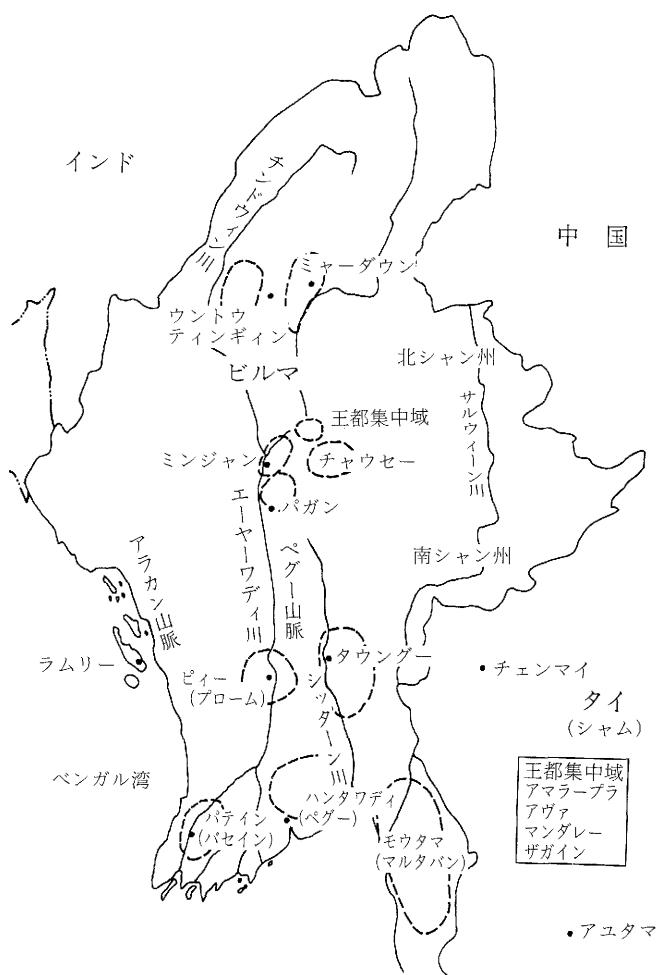
チャウセー.....	2
北ビルマ.....	7
上ビルマのアムダーン集団.....	4
合計.....	215

これを地図のうえでみると第2図のようである。

シッターンの記載内容は、資料として下ビルマ、上ビルマについて各1例をあげたが、それにみられるように一定の形式をもち、ミョウあるいはユワの首長が、王の派遣した中央の役人に対して、自らの統治下にあるミョウ、ユワの実勢を報告するという体裁をとっている。その内容は次のような項目に分かれているが、必ずしもすべてのシッターンがすべての項目を満たしてはいず、なかにはきわめて短い報告もある。一般にミョウの報告は詳細であり、ユワの報告は簡単である。当時の村の数は1万を上回っていたが、大多数の村はシッターンの報告を求められることはなく、なんらかの理由があつて、あるいは例外的に大きく重要な村などの場合にのみ調査の対象になつたと考えられる。シッターンの記載内容は以下のようない項目にわたっている。

- (1) 当該地域の歴史。
- (2) 統治者の系譜。
- (3) 統治地域の範囲、境界。
- (4) 地域内の農地の種類。
- (5) 公租賦課の種類、額および負担者。
- (6) 無主の牛、水牛の管理、帰属。
- (7) 地域内で死んだ牛、水牛の肉の配分法。
- (8) 戦争時に当地域より従軍すべき兵士の数、あるいは戦費負担。
- (9) 窃盗、死亡、火災、出生の管理。
- (10) ユワ・ザ(31)、ミョウ・ザ(32)が存在するとき、住民が提供すべき産品および労力。
- (11) 国王の即位式および毎年の持戒明けの謁見式においてダヂーが持参す

第2図 残存シッターンの対象地域



(出所) Trager, Frank N. and William J. Koenig, *Burmese Sit-tans, 1764-1826: Records of Rural Life and Administration*, アリゾナ, University of Arizona Press, 1979年, 卷頭地図をもとに作成。

べき王への贈り物の種類と数。

- (12) ミョウ，ユワの首長，役人らに王から下される下賜品の種類と数。
- (13) 葬儀の際に使用を許される飾り，様式。

第4節 コンバウン時代のミョウ，その性格

1. 起源，地域差

コンバウン時代の地方社会の基本的行政単位がミョウであることはいまや明らかだが，その実態はきわめて不鮮明である。トレイジャー編の200葉余りのシッターンを中心に，その起源，統治者，領域，居住者，賦課租などについて注意すべき若干の点を押えておきたい。上ビルマのシッターンは残っている数が少ないが，付表にみると一様に高祖父，曾祖父にまで遡ることのできるミョウ・ダナーの家系が存在し，コンバウン時代以前に起源をもつ世襲的なミョウの統治が確立，安定している様を思わせる。同様に上ビルマと下ビルマのちょうど中間に位置する中部地帯のミョウも，4，5代前に遡ることのできる世襲のダナーに代々統治された地方社会単位であることが分かる。

11世紀から13世紀にかけてパガン帝国の王都であったパガンでは，コンバウン時代になっても，より古い行政官の身分名称と家系がそのまま残り，ミョウ・ダナーの系統と並立しているが，なかでピイエゾー (pyei zo, くにを治める者の意) の四つの家系は1765年には残っていたが，1784年には消滅している⁽³³⁾。また北ビルマのシャン地方では，シャン族の土侯ソブワが，ミョウ・ダナーとして調査に答えている例もみられ（ウントゥ・ミョウ，1764年）⁽³⁴⁾，コンバウン時代を通じ，ミョウとその首長ミョウ・ダナーによる地方統治の一元化が進んでいることを思わせる。

しかし，下ビルマのシッターンはコンバウン時代前期におけるこの地方の

激しい人口の流動を示している。新しくミョウが開かれたり、再建されたりしている例も多いが、これらは、王権あるいはその地方における代行者であるミョウ・ウンの命令による場合と、むしろ自発的に開墾と入植を進めたうえで、ダナーとしての認証を王に求めたと思われる場合がある。

1784年に行われた下ビルマのモウタマ地方のシッターンでは、この調査に応じて報告を行っているミョウの統治者ミョウ・ダナーがほぼ全員ミョウ・ウンの命令により、1774年にダナーの地位についた人々であることが注目される（付表参照）。さらに異常に無人化した村が多く記録され、その地の元来の住人は村を捨てて逃亡している。これはコンバウン王朝創始者アラウンパヤーのシャム遠征の基地として、重い戦費負担を課されたこの地の住人のモン族が、1774年初頭大規模な反乱を組織し、過酷な弾圧を受けて、その多くが村を捨てシャム側に逃亡するという事態があつたためである。シッターンの行われた1784年になつても、多くのダナーは地域の詳細な実状についてはまだほとんど把握しておらず、首長として在地化するにははるかに遠い段階にいる。

同じく下ビルマのハンタワディ地方のシッターンは、ジャングルと化した土地を切り開き、新設あるいは再建されたミョウとともに古い起源をもち安定しているミョウの姿の2類型を示している。モウタマと同様にモン王国の繁栄した港湾都市であり、中世モン王国フレル王朝（1281～1540年）の中心地としての歴史をもつたハンタワディだが、コンバウン時代のシッターンではやや寂れた印象がある。

中世モン王朝の中心地の一つ、パテインもまた沿岸貿易の中継点として発展していた。しかし農業生産は比較的遅れており、人口も少なかった。コンバウン初期にミョウ・ウンの統治が行われるようになったが、ミョウ・ダナーの家系が1784年において3代前まで遡ることができたということは、ミョウ・ウンの到来と時を同じくミョウ・ダナーが任命されたことを思わせる。

2. ミョウ統治者とその系譜

ミョウの統治者ミョウ・ダナーの地位は、通常祖父から父、父から息子というように男子直系で世襲されている。女性のミョウ・ダナーの例はみられない。チェッターレーマ・ミョウの長、ピイエゾー・マ（ピイエゾーの女性形）が曾祖母より女系で4代続いているのが今まで目にしたうちでは唯一の例外である。1784年のチェッターレーマ・ミョウのシッターンでは、ピイエゾー・マ、ミ・チンとその夫ガ・チャンボウが共に報告を行い、同ミョウを共に統治していると答えている⁽³⁵⁾。しかし村のレベルでは、女性の村長は、それほど珍しいことではなかった⁽³⁶⁾。

ダナーの地位は普通その死によって息子に相続されているが、本人の老齢、病気、地位の上昇あるいは勅命による異動、得度出家、身体障害、などの理由で生前相続されていることもある。相続によらぬ場合は、新設のミョウ、家系断絶などだが、村のレベルでは、ダナー職の売買、質入れなどの例もわずかだが存在している。

「タイエッチン村は、ダナー、ガ・ピーが治めていましたが、その死後、ガ・ピーの妹ミ・ブワサンはダナーとして治めることができず、私イエーガウン・タイエインがその地位を買い入れ、治めております」（タウンドワイン地方のシッターン⁽³⁷⁾）というのがその例であるが、ミョウのレベルではみられない話である。どのような出自の者がミョウ・ダナーの階層になったかについては資料は得られない。コンバウン時代においてミョウが新設された下ビルマの例では、モウタマ地方にみると、アフムダーンのとりわけ兵士のなかから任命されている場合もみられる。また自ら人々を集め、未墾地を切り開きその事実をもって王の認証を迫っている場合もある。

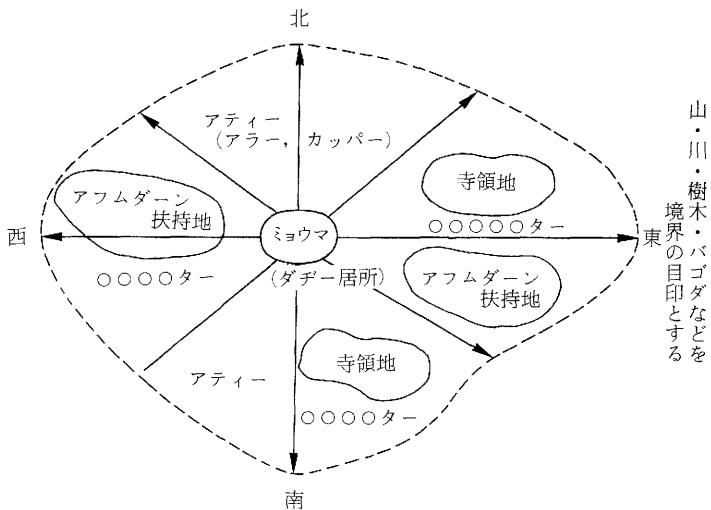
3. ミョウの領域概念

ミョウの性格を考えるうえで一つ大変興味深い点に、その領域の表現法が

ある。資料として章末に掲げたシッターンの2葉の例でもよく分かるように、ミョウの領域は、ミョウ・ダナーの居所（ミョウマ）を中心に東西南北の方向にそれぞれどれだけ広がっているか、というように表現されている。そしてこの距離は伝統的な距離の単位、ターやタインで表されることが多いが、そこで出てくる数字は5000ター⁽³⁸⁾、1万ター（=10タイン⁽³⁹⁾）などのように大まかな概数である。あるいは、こうした距離の概数すらも記録されていない場合もある。

むしろアラカンやシャンなどの他民族の地域でかなり厳密な距離の概念、あるいは領域の概念がみられるのに対し（ランマワディー・シッターン⁽⁴⁰⁾、ソンミョウ・シッターン⁽⁴¹⁾）、ビルマでは、灌漑網が張りめぐらされたチャウセーのミイッター・ミョウ⁽⁴²⁾を除いて、ミョウを一定の面積で表すことは全くみら

第3図 ミョウの領域概念

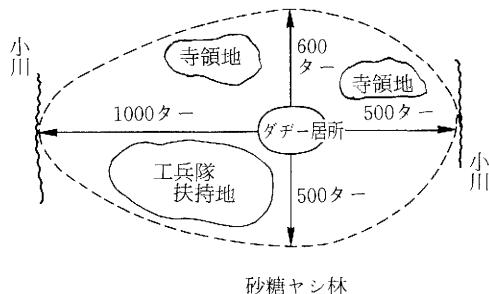


(注) 寺領地およびアムダーンの扶持地よりなる村はミョウ・ダナーの管轄外。ただし、寺領地については、地租の徴収を代行することもしばしばあった。

(出所) 筆者作成。

第4図 村落の領域と構成例

(上ビルマ、タロウッ・ミョウ内ビョウガン村、1802年)



(注) 村長（ダザー）は騎兵隊長（ミンガウン）であり、この村は主として騎兵隊への扶持地よりなっていることが分かる。しかし、同時に村内には寺領地2カ所、工兵隊扶持地1カ所も存在している。工兵隊扶持地に住む住民の管轄は、工兵隊長（ダインガウン）に属し、ピョウガン村々長はない。

(出所) 筆者作成。

れない。当時、個々の農民の田畠の規模は人間や家畜の労働量や米の産出量で表されていたが、ミョウ全体の規模を表すこのような指標はない。代わってきわめてはっきりと把握されていたのは、ミョウ内の村の数あるいは世帯数、人口であり、さらにこれらの村あるいは人々がアムダーン、アティー、アラー、カッパーなど、どの社会的身分に属しているかということである。第3図はミョウの領域概念の典型的な在り方を図示したものである。第4図では、上ビルマの1村を例にとり、ユワの領域を図示してみた。

4. 域内の居住者とそれぞれの賦課租

ミョウ・ダザーが統治したのは、アティー、アラー、カッパーおよびカレン人などのアムダーン以外の人々である。同じミョウ内に居住するアムダーンに対しては、その支配が及ばず、アムダーンの集団の長が統治したことは、アムダーンとアティーが入り交じって居住していた上ビルマの多

くのシッターンがよく示している。ミョウ内の小さな係争については、ミョウ・ダナーが調停者あるいは裁判官としてアフムダーンに対しても力を及ぼすことができたが、それ以外の事項、アフムダーンに対する労役や租税徴収などについては、それぞれのアフムダーン集団の長が取り仕切った。上ビルマの多くの村でユワ・ダナーの代わりに、ミンガウン（騎兵隊長）やダインガウン（槍兵隊長）が村長となっているのは、その村が連隊に与えられた扶持地であることを示している。こうした村がミョウ内に存在する場合、ミョウ・ダナーはその村の住人を統治することができないのである。

さてミョウ・ダナーは王に対して、ミョウ内の住人から公租を集め、それを国庫に納めること、および戦時に割り当てられた数の兵士を動員し、戦費を賦課し調達する義務を負っていた。この徴税の一定割合が手数料としてミョウ・ダナーのものとなり、ダナーの扶持地とともにダナー職の報酬でもあった。実際の賦課の様子は、地方により少しづつ異なっている。

地租は一般に生産物の10分の1を原則としたといわれているが、シッターンによると地方によりさまざまな方式がみられる。最も多いのは水牛1対につき粳米何バスケットという賦課の方法である。水牛1対につき粳10バスケット、それにねずみの害に備え1バスケット、役人(ウン)に対し1バスケット、倉庫の管理人に1バスケット、書記に2分の1バスケット、ダナーに1バスケットというのが下ビルマのハンタワディあるいは中部ビルマのタウンマー、上ビルマの各地における通常の田租であった。あるいは100バスケットの収穫に対し、10バスケットの主税+ダナーへ2.5バスケット+書記へ1バスケット+ミィエ・ダインに1バスケットというような賦課の仕方もみられる⁽⁴³⁾。きわめて少数だが、田の面積当たりで賦課する地方もあった⁽⁴⁴⁾。チャウセー地方では、田租のほか、田の面積に比例した水利税が課されていた。チャウセーはアフムダーンが集中的に居住していた地域であるが、彼らもまた地租として収穫の10分の1を支払う義務があったと1802年のシッターンは記している⁽⁴⁵⁾。

下ビルマ地方に多く存在した移動焼き畑に従事しているカレン人に対して

は、1世帯当たり銀10チャットあるいは糀5バスケットなどと、戸数割り税の形で賦課している。この場合も役人手数料、運賃、書記手数料など付随して課せられている。河川の岸辺あるいは中洲にできるカイン地⁽⁴⁶⁾については、刀1丁につき銀いくらという賦課の方法が一般的である。

住民の多くが逃亡したモウタマ地方では1農夫当たり銀1チャット、というように人頭税が課せられている。

このような地租のほか、漁業税、林業税、取引税その他をダザーらは徴収し、自分の取り分を引いて国庫に搬入する義務を負った。国庫は王都のほかヤンゴンやタウンジーなど地方の中心地に何ヵ所か設けられていた。

5. ミョウと土地保有制度

ここで本章の中心課題の土地保有制度とミョウの関連について見てみたい。第1に注意すべき点は、シッターンにはミョウ・ダザーが域内の農民の土地に対して、直接に権力を振るい、土地の配分、取上げなどを実行している資料は見当たらないという点である。もちろんこれは、直ちにミョウ・ダザーがミョウ内の土地に対して支配力を及ぼしていなかったということを示しているわけではない。可能性としてはいろいろありうるからである。ミョウ内の土地配分は全くミョウ・ダザーの自由裁量になっていたため、王に対する報告書であるシッターンには記載する必要がなかったからだという推量もありうるだろう。カズロワのようにミョウがミョウ・ダザーの私領地化していたと考えれば、シッターンに土地支配に関する記述がないのは、むしろ王権からの完全自立を示すと解釈することになろう。こうした解釈が成り立ちうるか否かを検討してみたい。

シッターンにはミョウ・ダザーが農民の土地に対してなんらかの権力を振るっていることを示す記述がないのは事実であるが、ユワ(村)のレベルでは、村長が土地を農民に配分している例が、ごく少数だがある。上ビルマのサレー・ミョウに属する四つの村のシッターンで、たとえば1784年のチエイ

ニー村のシッターンでは、この村には100バスケット播きの広さのゴマの焼畑があり、「ダナーがミイエ・dainとして、農民に土地を配分し、耕作させます」とある⁽⁴⁷⁾。同様に、ピインビン村、トゥエイネット村、ユワゲー村では、「ダナーである私が農民に土地を配分し、耕作させます」と記載されている⁽⁴⁸⁾。ところでこれらの村のシッターンは、その耕地がすべてゴマの焼畑(タウンヤ)で、水田や他の畑はないことを明らかにしている。村長が配分しているのは、耕作地が周期的に移動する焼畑であり、こうした地域以外には、村長による農民への土地配分の記述がないということは、通常の水田や畑ではこうしたことはまず存在しないということでもあろう。

ところでここで注意されるのは、「ミイエ・dainとして」土地を配分するという表現である。ミイエ・dainとは土地(ミイエ)の区画測量をなす(タイン)という意味からきた役名のアフムダーンであり、古くはその名が表すとおり、土地の配分を職務としていたと考えられる。しかしコンバウン時代にあっては、ミイエ・dainは固有の役割を失っており、ダナーの補佐的な存在になっている。イーイー博士によれば、ミイエ・dainはボウドウパヤー王の1783年のシッターンころから、ミョウ・ダナーと混交、統合したという⁽⁴⁹⁾。

ミョウの統治者がミイエ・dainを名乗っていることは少なく、トレイヤー編のシッターン集では、78ミョウのうち下ビルマのハンタワディー地方のデインマー・ミョウだけである。上ビルマのチャウセー地方のメッカヤー・ミョウ、ミイッター・ミョウ、およびミンジャン地方のサレー・ミョウでは、長がミョウ・ダナー兼ミイエ・dainであると名乗っている。村のレベルでも、若干の村で長がユワ・ダナーではなく、ミイエ・dainと呼ばれている。たとえば、下ビルマのタウンゲー・ミョウの下にあった19の村のシッターンのうち4カ村では、長をミイエ・dainと呼んでいる。また上ビルマのミンジャン地方の29カ村のうちにも1村だけだが長がミイエ・dainと呼ばれている村がある。こうした場合、ミイエ・dainとミョウ・ダナー、ユワ・ダナーの間に役職上の区別は全くない。

ミョウ・ダザーやユワ・ダザーがいてそれとは別にミイエ・ダインが存在する場合もあるが、地方によりミイエ・ダインの機能はさまざまで一定していない。マンダレーの北西にあるソン・ミョウではミョウ・ダザーの下に5人の世襲のミイエ・ダインがいてそれぞれの村や寺領地、耕地における徵稅を担当している。そして徵稅額の10分の1を自分の取り分としている。これはいわば、ミョウ・ダザーの下のユワ・ダザーと同じ役割と考えられる。これらのミイエ・ダインは、耕地の売買にさいしては、価格の10分の1を取得する慣行があったという⁽⁵⁰⁾。

他の地域では奴隸、牛、馬、その他種々の商品の取引において手数料をミイエ・ダインに支払うという例もある（ミンザン地方、ウーイン村、1802年⁽⁵¹⁾；下ビルマ、チャウモウ・ミョウ、1784年⁽⁵²⁾ほか）。

その他、寺領地の徵稅を行い手数料を得ている場合などさまざまだが、トレイジャーらが、コンバウン時代のミイエ・ダインについて、「不動産の売買を記録し、そこから手数料を受け取ることを主要な業務とする世襲の役人、また多くの場合ダザーの機能も果たした」としているように、ミイエ・ダインの性格が、コンバウン時代にはすでに大きく変化していることに注意すべきだろう。

このようにシッターンの記録からは、ダザーあるいはミイエ・ダインがミョウ内、あるいは村の農民の土地に対して支配力を振るったということは考えにくい。移動耕作の焼畑以外には農民へ土地を配分するという事例は皆無なのである。

ダザーが土地配分をするようにみえたのは、ミョウへ他所よりやってきた新参者（アラー）に対し、ミョウ内への居住を許可し空閑地に家を作り、耕作することを認める場合、あるいは飢饉その他で、人々が放棄した土地を再び切り開きミョウを再建する場合に人々を集め土地を耕作させるということがあったからと思われる。アラーはこうして得た土地の耕作権を質入れしたり、売却したりすることができたが、土地を所有し、売却することは認められないなかった。アラーが再び移動すればその耕地は村の長老に委託されたとい

う⁽⁵⁴⁾。これはダナーの上級所有権ではなく、村あるいはミョウによる土地管理の慣行と考えられる。いったん農民の私有地として確立した土地に対しては、ミョウ・ダナーには上級所有権は原則としてなく、その処分は持ち主や共同所有者の意思に任されていた。

慣習法体系のなかでは、王権は農民の土地に対して支配権をもつものであり、没収やその権利の制限を課すことは理論的にありえた。しかし実際にはすべての土地の最終的所有権者と観念された王といえども、平民、アティーの土地所有に介入することは、非常時を除いてはなかったことは先に論じた⁽⁵⁵⁾。ミョウ・ダナーの場合は慣習法上でも実際的にも農民の土地私有に介入する権限はなかったといえよう。

もう一点検討すべきことがある。コンバウン時代前期には上ビルマのいくつかの地方に、農民の土地を集積した大地主が成立していることが分かっているが、その性格をどう考えるかという問題である。

カズロワはミョウ・ダナーが、18、19世紀にはミョウ内のほとんどの土地を私物化し、あらゆる土地に封建地代を課すようになっていったとしている。その方法としてミョウ・ダナーは、

- (1) ダナー職の報酬として給付される扶持地（ダナー・サー）を私有地化（ボババイン化）する、
 - (2) 農民に開墾させた土地を私有化する、
 - (3) 農民が飢饉により放棄した土地を私有化して小作に出す、
- などを行ったとしている。

(1)についてはミョウ・ダナーに限らず、他のアムダーン階級においてもその扶持地が相続の過程で職務の代償としての給付という性格が薄れ、父祖から受け継いだ私有地（ボババイン地）として観念されていった大きな流れの一環として考えるのが自然である。(2), (3)については、カズロワは明らかにミョウ・ダナーが、ミョウの統治権力をを利用して本来農民の私有地となるべき土地を篡奪し、自由農民を隸農化していった過程としてとらえているようである。ミョウ内の農民の手から、このように権力の行使によって土地を奪

うミョウ・ダヂーが、地方によっては存在したかもしれない。しかし一般的だったといえるかどうか。資料の語るこの時代の大土地所有の形成は、やや異なる。

河川灌漑による水田耕作でチャウセー地方に次ぐ有数の農業地帯であったミンブー地方のサリン・ミョウには、コンバウン時代にサリン・ミョウ・ダガウンと呼ばれる有名な豪族が形成されていた⁽⁵⁶⁾。彼らはミンブー地方の灌漑地を中心にきわめて広大な土地を集積し、高い垣根をめぐらした広壯な屋敷に住み、一族の間だけで通婚して、一種特別な階級を形成した。一族のなかには、ミンブーのミョウ・ダヂーおよび隣のラウンシュエーのミョウ・ダヂーの家系も含まれている⁽⁵⁷⁾。この時代に一族のなかで最も多くの田畠を集積したものは、約11万6000エーカーに及んだといわれるが、こうした土地集積がどのように行われたかは、一族が保存していた土地売買証書および抵当証書によって明らかになっている⁽⁵⁸⁾。それによればダガウンは、何代にもわたって近辺住人へ貨幣あるいは穀米の貸付けを行っており、抵当流れ、あるいは返済が不可能になったあぐく売却された土地が集中したのである。なんらかの事情や貧窮に迫られた農民は、土地だけでなく自分自身や妻子をも抵当にいれたので、ダガウンは土地のみでなく債務奴隸をも多數擁していた。

土地を失った側は、他の土地に流失した場合もあったが、多くは小作となつた。サリン・ミョウでは、ダガウンは他の中小地主より高い小作料を課したがこれらの名家と関係を結ぶ希望者が多く、多くの小作が集まつたとされる。これら的小作たちが、屋敷地内に寝泊まりし、薪切り、家屋の修理、祝祭における下働き、夜警などの労働も行う場合もあったという⁽⁵⁹⁾。

このようにダガウンの一族は、ミョウ・ダヂーをも務めていたが、土地の集積は統治権力を行使して行われたのではなく、農民への貸付けを通じて行われている。

またウー・トゥフラの収集した農地関連文書のなかには、地主の家に残された取得農地のリストがいくつか含まれている。以下にあげる例はミンジャン地方のキンマカン村の地主の記録である。

第1表 ミンジャン地方キンマカン村の地主の記録

水田の名	収穫量 (バスケット) ¹⁾	価格(チャット)	元の所有者	取得日 ²⁾
大新田	125	花銀125	マウンドゥ	1181年タザウンモン月7日購入
カポック樹の田	40	花銀 40	アミサヤッアマ	1175年ビャードオ月購入
ピヤウセイ樹のマ ウンウの田	65	花銀 60	アウンカーミン スイー	1176年ダバウン月 白分11日購入
ウーピンムージン ピッ樹の田	80	花銀 80	シュエ…	1178年タバウン月 白分10日購入
ぼだい樹の田	40	花銀 40	シンメインガレー	1188年タザウンモン月白分1日購入
道沿いの田	65	花銀 52	アウンカーミン スイー	1180年タグー月黒 分11日購入
カポック樹の前方 の田	30	花銀 30	同上	同上年に購入

(注) 1) 1バスケット=約21キログラム。

2) ビルマ暦で表示、年度の変わり目に誤差があるので、西暦換算は638年を加える。

(出所) Toe Hla, *Konbaung Hkit Leya Tekkayi pa Luhmu Sibwaye Thamaing* [コンバウン時代農地関連証書にみる社会経済史], 第1巻, Pinnyaye Tekkatho, 1977年, 68~69ページ。

この地主の名前、身分、職業については不明だが、1814年から18年にかけて収穫量にはほぼ比例した価格で水田を購入していたことが分かる。このように土地価格を明記した取得土地のリストは、シュエボー、モンユワ、ディベーイン、チャウンマー地方でもみられ⁽⁶⁰⁾、上ビルマのとりわけ灌漑を擁した農業生産性の高い地方を中心として、土地を集積する地主層が出現していることが分かる。そのなかには、金融を営みチャウセー地方を中心に土地を集めた有名な王族タンドースィンミンマハーミンティンヤーザのような王族から、富裕な商人までのいろいろな階層が含まれている。

こうした土地集積と地主の出現は、恐らく上ビルマの中心地帯の限られた地方においてであったと思われる。上ビルマが英領下に入って初めて行われたセンサスの数字も、チャウセーなど灌漑地を除いては小作地の数字はきわ

めて少なく自作地が圧倒的に多いと記されている。下ビルマのように未開地が豊富に存在し、人口が少ない地方では土地の売買、抵当設定の慣行もほとんどみられなかった。むしろ「土地は空気のごとく見なされ、所有の観念が成立していない、ビルマ農民は自由に土地を2、3年耕し、また自由にこれを放棄する。何とか定住を促進し、土地が財であるという観念を育成せねばならない」とした、初代ヤンゴン（ラングーン）県知事の嘆きに表されるような状況が支配的だったろう⁽⁶¹⁾。

同時代に、人口が比較的多く古い歴史をもつ上ビルマでは、土地の抵当設定、売買が行われていたわけであるが、しかしこれは他の財と異なり、売却者の同意なしには第三者に売れないという買戻し権付き売買であるように、慣習上のさまざまな条件を伴うものであったことは先に明らかにしたとおりである⁽⁶²⁾。農地そのものが財として流通するような状況ではなく、貸付けの結果の売却、購入であった。

コンバウン期における土地移動、集積を具体的に示す資料は、発見された数はまだ少ないが、上にあげた例のように、各階層を問わず生じた金銭貸借、あるいは現物貸借を媒介とした経済的なものが主流であり、ミョウ・ダナーが自分の統治するミョウ内の土地を権力的に自分の私有地化するという動きとしては見えてこない。

そもそもミョウ・ダナーの側に土地を集積せねばならない必要性はそれほどなかったのではないだろうか。未墾地の豊富な下ビルマに限らず、上ビルマでも生産力の安定した灌漑地以外では、飢饉の際に土地を捨て他所に流出していく農民が後を絶たず、これがビルマ王朝社会の大きな不安定要素であったことはリーバーマンがその著作でしばしば指摘しているが、こうした事情はコンバウン時代にあっても同様であった。王権にあっても、地方権力にあっても、開墾や耕作の奨励、定住の促進が死活問題であったことは、開墾奨励の勅令や他民族の戦争捕虜の入植政策、よそ者をミョウに取り入れるシステムの確立などによってもうかがえる。そして土地に関しては、だれでも自由に空閑地を開墾でき、そして開墾を権源として強い占有権、のちには

私有権の発生を認めるさまざまな土地慣行が存在し、個人の土地の取得がきわめて容易であったことを示している。

これらのことは、先に触れたようなミョウの領域概念がきわめて大まかで、広さあるいは生産力の総量としては把握されていないという事実と照応する。アフムダーン、アティーのそれぞれの身分に属する人々の数とそれを統治する管轄区分および個々人が納入すべき税の額を具体的に把握していれば、ミョウ統治は足りたともいえよう。チャウセーの集中的灌漑地を除くと、ミョウ内にどれだけ耕地があるかを把握しているダナーはいないのである。

コンバウン・ビルマのミョウ・ダナーと農民の関係は以上のような諸点から、封建領主とそのもとで土地へ緊縛されている隸農という図式ではとうてい理解できないのである。

むすびにかえて

コンバウン時代の地方社会の最大の実力者で、実際に地方住民を掌握していたというミョウ・ダナーの住民支配の様式においては、領域（土地）支配よりも人的支配の比重が大きかったと考えられる。どれだけ広大な面積の土地を支配しているかということは、ミョウ・ダナーの力の強さを意味せず、むしろどれだけ多くの人間を抱えているかということが、ダナーの力を端的に表していた。この統治の様式は、地方社会においてその安全を守り、内部のもめごとを裁き、慶弔ごとを主催するというようなダナーの一身に集中した諸機能、警察でもあり、裁判所でもあり、祭りのスポンサーでもあるといった役割を踏まえて論じられるべきだろう。実際に飢饉や戦乱そして強盗による略奪、自然災害など現在にもまして多くの脅威にさらされていた農民により、力強い保護者のもとへ集まろうとする動機はきわめて自然で切実だったに違いない。

しかしここでは、ダナーの支配が農民を土地に緊縛して成立しているもの

ではないことが分かれば当面の目的は達成されたといえよう。農民は最終的な土地の所有者を自認する王権による制限(実際にはほとんど発動されず)を別にすると、驚くほど自由な土地取得とその所有を享受していた。王朝社会における農民の自由土地保有の長い伝統は、われわれがビルマ農民に接するときに感じる自律性、一種の個人主義を説明する要因の一つをなしていると思われる。

[注] —————

- (1) 斎藤照子「18~19世紀、上ビルマ土地制度史——規範と現実——」(『アジア経済』第30巻第5号、1989年5月) 2~20ページ。
- (2) Kazlova, M.G., "The Myo as a Form of Land Ownership in Eighteenth and Nineteenth Century Burma," Indian Statistical Institute編, *Soviet Oriental Studies-Achievements and Problems*, カルカッタ, 1970年。
- (3) 4600というのは19世紀初頭アヴァに旅したクロフォードの推定によるもので、これはもちろんハンタワディやタウンダーなどのなかに多くの小ミョウを抱える大きなミョウの数ではありえない。小ミョウを基準とした推定数と考えたい。
- (4) トゥジーサとは、本来は王からダナー(トゥジー)に対して給付された職務に対する扶持地であり、処分等の移転が許されないアヤドオと解される。カズロワは、トゥジーサを相続を通じ私有地化したと捉え、完全なボババイン地となり、王の公租賦課を受けなかったと論じているが、多くの混乱がみられる。ボババイン地にも10分の1税がかけられ原則として生産物の10分の1が国庫に納められたのは周知のことである。またトゥジーサのボババイン化は、ダナーに特別な現象としてではなく王務従事階層アフムダーン全体に生じた扶持地の私有化の流れのなかで捉えられるべきであろう。
- (5) Myanmar Sochelit Lanzin Pati [ビルマ社会主義計画党編], *Achepya Myanmar Naingganye Thamaing* [基本ミャンマー国史], ヤンゴン, 1977年。
- (6) Toe Hla, *Konbaung Hkit Leya Tekkayi pa Luhmu Sibwaye Thamaing* [コンバウン時代農地関連証書にみる社会経済史], 第1巻, ヤンゴン, Pinnyaye Tekkatho, 1977年。
- (8) Furnivall, J.S., *An Introduction to the Political Economy of Burma*, 第3版, ヤンゴン, Peoples' Literature Committee & House, 1951年。
- (9) Mya Sein, *The Administration of Burma*, クアラルンプル, Oxford University Press, 1973年。

- (10) Khin Maung Kyi and Tin Tin, *Administrative Patterns in Historical Burma*, シンガポール, Institute of Southeast Asian Studies, 1973年 (ビルマ語版, 1969年)。
- (11) 一次資料の編纂作業があまり進められていなかった当時のビルマの状況もあるが、ほとんど二次資料に依拠して論を進めていることが、歴史論としての価値を減じていることは否めない。
- (12) Aung Thwin, Michael, *Pagan, the Origin of Modern Burma*, ホノルル, Hawaii University Press, 1985年。
- (13) Lieberman, Victor, *Burmese Administrative Cycles: Anarchy and Conquest, c. 1580-1760*, プリンストン, Princeton University Press, 1984年。
- (14) Koenig, William John, *The Early Kon-Baung Polity, 1752-1819: A Study of Politics, Administration and Social Organization in Burma*, Ph. D. thesis to London University, 1978年 (micro)。
- (15) Aung Thwin, Michael, "The Role of Sasana Reform in Burmese History: Economic Dimensions of Religious Purification," *Journal of Asian Studies (JAS)*, 第38巻第4号, 1979年, に対して, Lieberman, V.B., "The Political Significance of Religious Wealth in Burmese History," *JAS*, 第39巻第4号, 1980年, が反論を加えると, 再反論として, Aung Thwin, Michael, "A Reply to Lieberman," *JAS*, 第40巻第1号, 1980年, が書かれた。
- (16) Mya Sein, 前掲書; 斎藤照子「伝統的農村社会の解体と農民反乱」(大野徹・桐生稔・斎藤照子『ビルマ——その社会と価値観——』現代アジア出版会, 1975年) 122~125ページ。
- (17) Luce, G.H., "Old Kyause and the Coming of the Burmans," *Journal of the Burma Research Society (JBRS)*, 第42巻第1分冊, 1959年, 85ページ。ルースによれば, チャウセーの11のカヤインのうちのいくつかは, その中に城壁をめぐらした要塞をもち, この要塞はミョウと呼ばれた。
- (18) *Hmannan Maha Yazawin daw gyi* [玻璃宮大王統史] (3分冊), ヤンゴン, Pyi gyi Mandain Pitaka Ponhnei Taik, 第1巻, 269~270ページ。あるいは, Pe Maung Tin and G.H. Luce訳, *The Glass Palace Chronicle of the Kings of Burma*, 第2版, ヤンゴン, Burma Research Society, 1960年, 96~97ページ。
- (19) Luce, G.H., *Old Burma-Early Pagan* (3分冊), ニューヨーク, New York University, 1969年, 34~38ページ。
- (20) Lieberman, V.B., "Provincial Reforms in Taung-ngu Burma," *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, 第43巻第3号, 1980年, 548~569ページ, を参照。ミョウ・ザーと王権の関係, あるいはバインと呼ばれたミョウ・ザーの上位にある小君主 (同様にミョウ・ウンによって置き換えられた)

との相互関係、およびミョウ内の支配の実態については不明な点が多い。

- (21) ハンタワディは英領期以降、ペグー（パゴー）地方と呼ばれた。モウタマは英語ではMartaban、パテインはBasseinと表記されたのでマルタバン、バセインとカナ表記されることがあるが、現地発音はモウタマおよび、パテインが正しい。

これらの大きなミョウにはそれぞれ32の小さなミョウが置かれた。32という数は当時のコスモロジーによるもので、なかには無人のミョウもある。コンバウン時代前期のモウタマにとりわけ無人のミョウが多いのは、ビルマ王による征服の結果、モンあるいはカレン人がシャム側に多く逃れていったためである。

- (22) Yi Yi, "Kounbaun hkit Sittan mya [コンバウン時代のシッターン]," *JBRS*, 第49巻第1分冊, 1966年, 71ページ。

- (23) Furnivall, J.S. and Pe Maung Tin編, *Zambudipa Oksaunkyan*, ヤンゴン, Burma Research Society, 1960年, には古いペーパー（貝葉、乾燥させたヤシの葉に刻まれた文書）写本に書かれた、詔勅やシッターンが収録されているが、最も古いシッターンとしては、ミンヂーズワソオケー王の時代のものがみられる。またタウンジー王朝のタールン王（1629～48年）時代のシッターンがかなりの数収められている。

- (24) Trager, Frank N. and William J. Koenig, *Burmese Sit-tans, 1764-1826: Records of Rural Life and Administration*, アリゾナ, University of Arizona Press, 1979年, 3ページ。

- (25) Yi Yi, 前掲論文。

- (26) Trager and Koenig, 前掲書。

- (27) カヤインはパガン時代初期においてはビルマ人の最も重要な居住単位であり、社会行政的単位であった。しかしながらコンバウン時代前期にあっては、もはやそうした社会単位ではなくなっていることがうかがわれる。ここで唯一残っているカヤインの名称は、下ビルマのプローム（ピイ）の近くのミョウダー・カヤインである。

- (28) ターン（tan）は、階級、班などを表す語であり、この三つのターンはすべて、パガン・ミョウの地域に含まれ、村（ユワ）とほぼ同じ規模の集団であったようである。いずれかの役務を身分としていたアフムダーンの集団の入植地と思われるが詳細は不明。

- (29) この内訳は、中央ビルマの楯兵（daing）の村レッマウンダイン、チャウセー地方の堰（se）守の村ピヤウンビヤセー、艦隊の水兵の村プエダインジョウタウン、下ビルマの弓兵の村ミンマナー。シッターンに応えている長は、隊長や艦隊の船団長、堰頭などで、ミョウ・ダナー、あるいはユワ・ダナーではなくアフムダーンの居住地であることが明らかである。しかし下ビルマ、ハンタワ

ディ地方のチャウンビヤヨウミンダッの場合は、周辺の村となんら変わりなく、米作農民とカレン人が居住し、長も単にダザーと呼ばれている。軍隊(ダッ)という名が付いているものの、この場合はそれは昔の名残りで実際にはアティ一階層の村になっているものと考えるのが妥当のようである。

(30) 合計数が地域別の表と異なるのは、同じミョウ、ユワの年度の違う複数のシッターンが含まれているため。28葉が同一地域の2回目のシッターンである。

(31) ユワ・ザー、ミョウ・ザーは先にも簡単に触れているが、この時代では、特定の村(ユワ)あるいはミョウを食邑として王から受領した者をいい、王族あるいは高級官僚が多かった。中央にいてその地方からあがる租税を自分のものとするが、直接その地を統治したり支配することではなく、行政権はミョウ・ウンとミョウ・ダザーの手中にあった。

(32) 同上。

(33) Trager and Koenig, 前掲書, 191, 258ページ。

(34) 同上書, 363ページ。

(35) 同上書, 175ページ。

(36) Yi Yi, 前掲論文, 77ページ。

(37) 同上論文, 81ページ。

(38) ターもタインも長さ、距離の単位。1ターは約3.2メートル。1タイン=1000ターであり約3.2キロメートル。

(39) 同上。

(40) Trager and Koenig, 前掲書, 88~93ページ、にみられるアラカン地方のこのミョウでは、距離がかなり細かい数字で記載されていると同時に、多くの寺領地の広さが耕起用の水牛の頭数あるいは種畑の播種数で区別されている。

(41) 同上書, 360ページ。王朝時代の地積語ペーを用いて、自分の管轄地域の面積および田畠の面積がはっきりした数字で示されている。

(42) ミィッター・ミョウでは、それぞれのアフムダーンの集団への扶持地の面積および水利税を支払う田の面積がペーで表されている。

(43) 上ビルマ、タウンター・ミョウなど。

(44) 上ビルマ、タロウッ・ミョウの場合。

(45) Trager and Koenig, 前掲書, 355ページ。

(46) kaing land, 乾期に川の水深が下がり表面に出てくる土地。イラワディ川に沿い、上、下ビルマともに広いカイン地があり、古くから重要な農地となっている。

(47) Trager and Koenig, 前掲書, 324ページ。

(48) 同上書, 326~328ページ。

(49) Yi Yi, 前掲論文, 75ページ。

- (50) Trager and Koenig, 前掲書, 362ページ。
- (51) 同上書, 335ページ。
- (52) 同上書, 67ページ。
- (53) 同上書, xvページ。
- (54) Ba U, *Myanmar Auchouyei Pinnya*, マンダレー, 1940年, 151ページ。
- (55) 斎藤, 前掲論文を参照されたい。
- (56) Scott, J. George, *Gazetteer of Upper Burma and Shan States*, 第1分冊第2巻, ヤンゴン, The Superintendent, Govt. Printing, 350~351ページ。
- (57) Ohn Kyi, "Salin Thugaung Thamaing [タントゥン教授環暦記念論文集]," *Studies in Burmese History*, マンダレー, Mandalay University, 1982年, 55~82ページ。
- (58) 同上書, 68ページ。
- (59) Scott, 前掲書, 351ページ。
- (60) Toe Hla, 前掲書, 68~69ページ。
- (61) Furnivall, J.S. and W.S. Morrison, "Syriam District," *Burma Gazetteer*, Vol. A, ヤンゴン, 1914年, 73~74ページ。
- (62) 斎藤, 前掲論文。

資料 財源調査（シッターン）

- (1) 下ビルマ, タウンマー・ミョウ内の1小ミョウの例
——ミンイエフラ・ミョウ (No.84) ——

ビルマ暦1146年カソン月¹⁾白分²⁾13日 (1784年5月1日), ミンイエフラ・ミョウのダナー, レッヤ・トゥーイエイン・チョードゥー³⁾, 土曜日生まれ, 57歳に調査報告を求めたところ, その回答は以下のとおりであった。

ミンイエフラのダナーの家系が途絶えたので, 私がジャングルを切り開き, 丈の高い草を払い, 人を集めてこの地に1139年 (1777年) 定着しました。私がダナーとして統治の任に当たっております。

ミンイエフラ・ミョウの範囲は以下のとおりです。東は3タイン⁴⁾離れたパンラウン川まで。そこでチャウモウの地に接しております。南東は3タイン離れたスエダ

ロウェの砂州まで、そこでシュエジンの地に接し、南はおよそ200ター⁵⁾離れたチュー川まで、そこでハンタワディの地に接しております。南西は5タイン離れたカインジョーの壊れた橋まで、そこでハンタワディの地に接し、西は5タイン離れたミン貯水池の堤防まで、そこでトンガンの地に接しています。北西は5タイン離れたイエオー川とイエヌウェ川の分岐点まで、そこでトンガンの地に接しております。北は3タイン離れたティビュー川まで、そこでチャウサイッの地に接しております。北東は3タイン離れた大きな湖の流出口まで、そこでチャウサイッの地に接しております。

この八方の境界内の土地で耕作を行う者は、クウンマ（主税）として、水牛1対当たり粳米10バスケット、ねずみの害に備えて1バスケット、ウン⁶⁾に対して1バスケット、御倉の管理者に1バスケット、御倉の記録官に2分の1バスケットを納めることになっております。

漁を行う者は、クウンマとして花銀⁷⁾2チャット⁸⁾、ウンに対して2ムー⁹⁾、運送用に2ムー、御倉の管理者に1ムー、御倉の記録官に1ムーを納めております。

カイン¹⁰⁾地で耕作を行う者は、クウンマとして手刀1振りごとに銀2マッ¹¹⁾を納めます。

ミョウ・ザーがいるときは、租税はミョウ・ザーの所に送られます。ミョウ・ザーのいない場合にはタウンマーの御倉に送られます。

小さな係争の仲介料や裁判手数料のうち、国の取り分である2分の1は、ミョウ・ザーの所に送られることになっております。ミョウ・ザーがいなければ、タウンマーの御倉に送られます。

以上がミンエフラ・ミョウのダナー、レッヤトゥーイェインチョードゥーが行った報告とリストであります。

(2) 中央ビルマ、ミインザン地方の一例

——チャウサウッ・ミョウ (No.168) ——

ビルマ暦1164年ナヨウン月¹²⁾白分2日 (1802年5月2日)，チャウサウッ・ミョウ

のミョウ・ダナー、ガーラー¹³⁾、木曜生まれ35歳に報告を求めたところ、その回答は以下のとおり。

ガーニョウがチャウサウッ・ミョウを治めておりました。その死後、その息子、ガーランターが後を継ぎ、その死後にはその子、ガーラウンチーが後を継ぎました。ガーラウンチー亡き後は、その子ガーラユエーが後を継ぎましたが、老衰して職務遂行に堪えないので、息子である私に任を譲りました。現在は、国王陛下の任命書を受け、私が統治の任に当たっております。

ビルマ暦1145年（1783年）に提出されたシッタンによると、ミョウの領域は、東はテイン池の漁場と、ビヤウー川の分岐点でピンダレー・ミョウとニヤンオウツの地に接しています。南東はタージョウボン・ボウンダー池でピンダレー・ミョウと接しています。南はチャウターアイエー川でピンとタウンズインに接しています。南西はガーヤン川でパガン・ミョウに属するニヤウンミャ村に接しています。西は石門とインジンジェイボウでガタヤウッ・ミョウに接しています。北西はイン川とカンマ川でタロウッ・ミョウに接しています。北はピンミョウ川でピンズィー・ミョウに接しています。北東はフレーマグーに積み上げられた石の塹でピンズィー・ミョウに接しています。

55の村を擁するチャウサウッ・ミョウは、八方を以上のような境界によって区切られていますが、これはドゥッタバウン王¹⁴⁾の定められたものであります。55の村のうち、44は、ピンヤ時代のウーザナ王¹⁵⁾の御代に44の騎兵隊に与えられた村です。

課税の義務を負う農民は、100分の10を税として納めねばなりません。これには、予備分（apo）や、役人（ake）の手数料が課されておりません。

裁判料に関しては、その半分を裁いた者が受け取り、あとの半分は、ミョウ・ザーに納めます。裁判官は、ミョウ・ダナーや騎兵隊の隊長が務めます。

慣例として奴隸の売買の際には、1人につき2マッ、水牛1頭につき1マッ、牛1頭につき1ムーの取引税を徴収しております。砂糖ヤシ1本については25チャット、搾油機1台につき油5チャットの税が課されます。取引税は売買の一方の当事者のみから徴収されます。

刑事事件は、チャウサウッ・ミョウの法廷で裁きます。騎兵隊において隊長の家系が途絶えた場合には、慣例によってミョウ・ダザーである私が統治の任に当たることになっています。

ドゥッタバウン王により設置されたチャウサウッ・ミョウの55カ村のうち、チャウインタウンダー村は、インワ時代のミンガウン二世により、その土地ごとタグー・ウーミンガラー・パゴダに寄進されています。またクエーフミャウン、ターパンチャウン、ヨウンズィーグー、パウンオーデー、イエードゥエッ、ミンウーフレーの6カ村は、ピンダレー・ミョウに編入され、ペーギンヂョウ村はタウンダー村に、ノワービン村はピンズィー・ミョウにそれぞれ編入されました。ファン村は、ユワラッ・ウン¹⁶⁾のものとなりました。

〔資料の注〕

- 1) ビルマ暦第2月。
- 2) ビルマ暦では月の上旬すなわち新月から満月までの約15日を白分と呼び、下旬すなわち満月から闇夜の約15日を黒分と呼び2分している。
- 3) 王より与えられた称号（ブエ）であり、身分あるものは自分の固有の名ではなく、その称号で呼ぶのが慣習であった。
- 4) 距離単位、1 タイン=約3.2キロメートル。
- 5) 距離単位、1 ター=約3.2メートル、1000 ター=1 タイン。
- 6) ウン、とは中央政府、行政機構に属する役人を指す。ここでは、タウンガー・ミョウのミョウ・ウンを指している。
- 7) 花銀（ユエ・ニー）は、銀に対し銅の割合が15%以下の比較的銀純度の高い合金であり、鋳造貨ができるまでは、コンバウン時代に最も広く通用していた金塊貨幣。他の種々の金塊貨幣の価値を換算するのに用いられる基準通貨でもあった。
- 8) 重量単位、1 チャット=約16.3グラム。
1 チャット=4 マッ=8 ムー=16ペー=64ユエ、あるいは1 チャット=10 ムーであった。
- 9) 重量単位。
- 10) 河川の両岸に乾季に水位が下がった時に現れる帶状の土地。野菜などの作物栽培に適し、肥沃である。
- 11) 重量単位。注8)参照のこと。
- 12) ビルマ暦第3月。

- 13) このミョウ・ダザーは称号をもっていなかったので、本名が使われている。ガーラは男の名の前に置かれる呼称。ミーは同様に女子の名の前に付けて呼ばれる。
- 14) 紀元前443～373年に在位していたと伝えられるピューの王（伝承）。
- 15) 1324～43年に在位した王。
- 16) 特定のミョウの統治下に入っていない村や、新村などを集めてそれを管轄する役職名。

シッターンに表れた各ミヨウの主たる記載内容

(1) 下ビルマ、ハンタワディ地方

ミヨウの名	調査年	長の名称	長の系譜	生業・產品	住 民	税 費 担 (中央政府への)	そ の 他 ・ 鑑 考
1 . シッタンM.	1783	M.ダーナー	男子 父父・父 3代 ...婿	(移動農耕) 漁業	カレン人を含む カレン人 (ザベイン)	みつろう、象牙 花銀	寺領地 1カ所
2 . コオリヤM.	1784	M.ダーナー	男子 直系+傍系 4代	水田 漁業	アティー-40世帯 サヘイン-40世帯	花銀	水田の課税は水牛1對につき、それぞれ定額。 漁は漁師1人につき
3 . チャヴァモウM.	1802 1784	M.ダーナー	男子	水田 漁業	カレン (ザベイン)	楓	船着場、廻所あり、開港交易税を徴収、國庫に。
4 . ミニエフラM.	1802 1784	M.ダーナー	直系 5代 男子 初代 開墾	カイン地耕作 水田 漁業	カレン (ビルマ) 農民	1777年、ジャングルを開墾 人を集めてミヨウを建設	
5 . チャワサイムM.	1802 1784 1802	M.ダーナー	直系 4代→5代目	カイン地耕作 水田、カイン 漁業	(ビルマ) カレン (ビルマ) カレン、ザベイン	楓 花銀	タールン王の治世には大きな都、多くのアーム ダーンの部隊の編成、入植、ミヨウ・サンの監 督下。12世紀、モン族の王にまで起源はさかの ぼる。
6 . ハンタワディーMm.	1802	M.ダーナー	男子	水田 漁業 カイン地耕作	カレンのみ	楓 花銀	ダーナーの勤任を受け、移住者を迎えて、ミヨウ を拓く。 父譜の代でいったんシャングル化、再び人を集 め開墾。36世帶・派生330戸 派生した子らの世帯349世帯
7 . マウM.	1802	M.ダーナー	男子 初代	水田のみ	アティー-215世帯	楓	
8 . タンドオヂ~M..	"	"	男子 直系 4代	農業、水田 漁業	カレン-122世帯 ザイエイン-36世帯	花銀	1793年、父親の代にハンダワディの長官より命 を受け、身分の別なく人民を集め、入植、ミヨウ を再建。
9 . バクリンM.	"	"	男子 直系 4代	農業、水田 漁業	アティー-33世帯 エン-24世帯、ザ ベイン-102世帯	花銀 (戸費制?)	
10 . サウンドウM..	"	"	男子 4代 しかし途中で断絶 あり				

11. ティドヴァンM.	1803	M.ダヂー	男子	カレン ザイエイン ビルマ人アティー	カレン カレン人42世帯 アティー42世帯 アティー103世帯 アティー98世帯 カレン31世帯	勤令により、ダヂーとなる。派生世帯95世帯、 人口は計376。
12. フモービM.	1802	/	男子 初代			
13. ミンガラードーンM.	/	/	男子 傍系(弟) 男子 初代			109の派生新世帯
14. マウロンM.	/	/				派生新世帯 137戸 36戸
15. ハンタザインガネイ ンM.	1803	M.ダヂー	男子 初代	水田、サトウキビ キンマ、漁業	6カ村 居住者あり 4カ村 居人 ビルマ、モン、インド、 カレン	ハントワディのミヨウ・ウンが、開墾とミヨウ 建設を父に託す。父は子に託す。
16. メイインザヤーM.	1802	M.ダヂー	男子 初代	水田 漁業	糊 銀 サトウキビ キンマ、漁業	糊(同上) 銀(漁民)
17. アーカヤインM.	1802	M.ダヂー	男子 直系 4代		アティー 10世帯 人口 125人	ダヂーを次き長い間、ジャンクル化、徵税官と 書記官の命により開墾、ミヨウ建設
18. ランマワディーM.	1802	M.ダヂー	男子	水田、インディゴ タバコ 舟建造	アラカン人 インド人	アラカン地方、ラムリーの古名、1784年のビル マ王のアラカン征服後ミヨウ・サンを置く。 アラカン諸王(16～18世紀)の時代に境界が定 められた。明麗な境界概念あり。 寺領地多い。133対の水牛、4110-バケット高
19. ズヴエボンM.	1802	M.ダヂー	男子		434世帯 派生新世帯 1355戸	人口771人
20. ディンメーM.	/	Myc-daiing	男子 4代 (自分は婿)		38世帯 新世帯 139戸	人口320人
21. ラグンビンM.	/	M.ダヂー	男子		124世帯 新世帯 391戸	
22. Martaban モウタマ	1784	saye gyi	男子 初代	水田、果樹、キン マ、塩、カイン地 耕作	モン人	1363年までモン王国の首都 第二次タウングー王朝、ビルマの守備隊駐屯地 コンバウン時代シャム遠征基地、反乱、「ミヨウ」 の他にモン族の居住単位を示す「ザ」が残る。 黄金の花細工。 長いリスト30品目 位となる。

ほとんどのダヂー、1774年以降、任につく。

49. イーンオンM.	1784	M. ダヂー	男子	初代 2代 初代	5の古村、無人 5カ村、無人 13か村、無人	塙税 （花銀） 現物 ココナッツ 漁業 焼畑 カレン人・チン人、(燒 烟) を含む	寺領地なし。 旧モン王国の一つの拠点 ベンガル・アラカン・ダゴイの沿岸貿易中経 展 コンバウン初期より ミョウヴァンの統治。
50. コオペインM.	"	"	男子	"	5カ村、無人	塙税 （花銀） 現物 ココナッツ 漁業 焼畑、人頭税 入港税、贈与	9世紀までビューエ時代、主要な港 パガン、タウンー時代、王族により統治され る地方の有力なセンター。 コンバウン初期 ミョウヴァンの統治。
51. ラマインM. (バセイン)	1784	M. ダヂー	男子	3代	塙、ココナッツ 漁業 焼畑 カレン人・チン人、(燒 烟) を含む	関所（7カ所）税 壳税 母運税 王への献上品として8 品種、20ヶ所のジャム およびピクルス 染色布	10世紀の10分の1。
52. バティンM. (バセイン)	1784	M. ダヂー	男子	3代	米作、カイン地耕 作 王立果樹園	60カ村 アーフムダーン	第1次タウンギー王朝の王都 コンバウン書記、王族の統治、ミョウヴァン統治 1819年以降、非王族のミョウヴァンの統治となる。 （豪農しつつある） 寺領地、9カ所、myei-dang （僧侶人、地租を集め寺 院に奉納 所在の信者）
53. ビイM. (ブローム)	1784	M. ダヂー	男子	一度断絶 ミョウ・ウンの息 子が就任	米作、カイン地耕 作 王立果樹園	アーフムダーン 60カ村 アーフムダーン	第1次タウンギー王朝の王都 コンバウン書記、王族の統治、ミョウヴァン統治 1819年以降、非王族のミョウヴァンの統治となる。 （豪農しつつある） 寺領地、9カ所、myei-dang （僧侶人、地租を集め寺 院に奉納 所在の信者）
54. タウンギーM.	1784	Saye-kyi (首席書記 官)	男子		米作、果樹 移動耕作 豚飼 漁業	アフムダーン多い、 騎兵隊 ラマイン（現在、消失） カレン人	第1次タウンギー王朝の王都 コンバウン書記、王族の統治、ミョウヴァン統治 1819年以降、非王族のミョウヴァンの統治となる。 （豪農しつつある） 寺領地、9カ所、myei-dang （僧侶人、地租を集め寺 院に奉納 所在の信者）
55. タウンニヨウM.	1784	M. ダヂー	男子直系3代		水田	アチイー、アラー 水牛1対につき15b 漁、カイン作 水田	寺領地、管理人がいないのでダヂーが地租徴収、 僧侶に納める。
56. ゼイヤワディM.	"	"	男子、兄→弟		水田	カイン（花銀） 水田（糊）	キン（斥候所、警備隊駐屯地）の兵に配分され た土地であつたので税賦課はない。 ミンビイン弓兵隊を組織。しかし世襲の長の系 譜途絶え、新たなダヂーが村を再建。
57. シュウェM.	"	"	男子直系7代		水田	弓兵 免税	
58. ミンビインM.	"	"	男子 2代		水作 林業	水牛1対、約15b 木材切出税（銀） バー	

59. チェッターレーマM.	1784	pyei-to-ma	女系 4代 夫婦で統治 男子 3代	米作 林業	弓兵、免稅 アティー、他 警備兵	約15b 木材切出稅 (銀) 取引稅 關稅
60. ミョウフラM.	"	M.ダナー 兼キンダッ ガウン (军 候隊 長)	男子 4代	水田、カイン耕作、 林業、漁業、うる し、にわわ、壠、 移動耕作	水牛1頭につき根 漁、カイ、木 龟漁 カレン、戸數等、花銀 キンマ稅 (現物) チャウモウに同じ	キンでは、商人が取引稅を支払う商品の種類に より様々な税率。農民より徵收した稅 (税) は 國庫に納めず、キンに貯蔵し、消費
61. チャウモウM.	"	M.ダナー	男子 初代	水田、漁業 カイン耕作	カレン人 カレン人	水牛1頭につき根 漁、カイ、木 龟漁 カレン、戸數等、花銀 キンマ稅 (現物) チャウモウに同じ
62. ミンエーフラM.	"	"	男子 4代	"	"	"
63. チャウサイツM.	"	"	"	"	"	"

(2) 中央ビルマ

ミョウの名	調査年	長の名前	長の系譜	生業・産品	住 民	税 負 担 (中央政府へ)	そ の 他 ・ 養 者
64. チャウサウM.	1802	M.ダナー	男子 直系5代	水田	55か村のうち4か村は 14世紀の騎兵隊の村	取引稅	シッターン例として文中に記出、参照のこと。 このミョウ管轄下のいくつかの村のシッターン は、エワ・ザーが、伝えていた。
65. ピンズイM.	1783	"	東西2家系のM. ダナー	双方とも男子5代	36の騎兵隊の村、 ダナーの管轄下は他の 24か村	アムダーン下附地、 水牛1頭につき銅、約 80チャット	騎兵隊の村のいくつかは、エワ・ザーが騎兵隊 長を兼ねている。 寺領地あり
66. サレ-M.	1784	M.ダナー 兼 myei-dainaing	男子 5代	焼畑、(ゴマ) カイン地耕作 サトウヤシ、ソボ 造り、漁業	20か村、うち4か村無 人	アムダーン下附地、 水牛1頭につき銅、約 80チャット	寺領地あり
67. タロッM.	1783	M.ダナー	男子 直系4代	水田、カイン作、 漁業、畑作(ゴマ) 水田、畑、砂糖ヤ	"	水田1ヘクタールにつき、銅 約300チャット	"
68. タクンタ-M.	1782	"	男子 直系3代	"	"	取引稅	"

69. メッカヤーM.	1803	M.・ダche 兼 myei·daing	男子	40の傭兵隊が36カ村に“取引拠 点”として、ハガン時代以来、もつとも肥 沃な農業地帯であり、アフムダーンの部隊が組 織された集中地である。
			馬隊、王領英國 高馬隊 応急護衛兵など 100をこすアフムダーンの集團 (astu)	水田 地租 ミョウ・ダcheはこれらアフムダーンに対し統 治權ももたず。小犯罪や事件の調停、裁決のみ、 裁判手数料を取る。

(注) M = ミョウ。

Mn = ミョウ・マ (ミョウの中央地)。

(出所) Trager, Frank N. and William J. Koenig, *Burmese Sultans 1764-1826: Records of Rural Life and Administration, Arikane*, University of Arizona Press, 1979年, より作成。